

## 「特定健診」についてお知らせ

平成 20 年 4 月より、「特定健診」が始まりました。

「特定健診」は、自覚がない内に進行し、気がついたら重大な病気が発症している恐れのある、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の早期発見・早期治療に重点を置いた健診です。

40 歳から 74 歳までの被保険者様・被扶養者様の全てが対象となり、毎年 1 回受診していただくこととなります。（平成 21 年 3 月 31 日までに 40 歳になる方を含みます）

当健保組合では、契約健診機関で実施している一般健診・生活習慣病健診・人間ドックに、新たに特定健診項目を組み入れ、これまでどおり健診を受けることにより、「特定健診」を受診したことになるように準備しております。

また、健康保険組合には、特定健康診査・特定保健指導の実施とともに、被保険者様・被扶養者様の健診結果データの管理が義務付けられました。

従って、パート等でお勤めされている方で、勤務先の定期健康診断（特定健診項目が含まれています）を受診される方は、結果表（問診を含む）を当健保組合にご送付願います。ご送付いただいた方には、送料・手数料等として図書券（千円）をお送りいたします。結果表は平成 20 年 4 月以降受診分を随時受け付けます。

尚、リーフレット「平成 20 年度から特定健診・特定保健指導がスタート！」を同封いたしますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

★ 特定健診等は健保組合に義務化されたものですので、被扶養者様が受診されなかった場合において、該当の方に罰則等はありません。

## 健康診断を受診できる健診機関

I：当健康保険組合の契約健診機関

II：契約健診機関以外の健診機関

III：集合契約の健診機関

集合契約の健診機関を受診した場合は特定健診項目（別紙、必須検査項目一覧表★）のみの受診となります。健診料金は全額健保負担です。

\* 集合契約の健診機関とは健康保険組合の団体と医療機関の団体が集まって、集合同士で契約した健診機関です。

## 健康診断受診の手順

I：当健康保険組合の契約健診機関で受診する場合

1. 健診機関を探す

当健保組合ホームページに、県別契約健診機関が掲載されていますのでご覧ください。

2. 予約する

事業所の健康保険事務ご担当者様に予約申込を依頼する。

健診の予約は込み合いますので、1ヶ月～2ヶ月前にお申し出ください。

尚、予約日の調整がある場合は健診機関から直接、電話連絡があります。

\* 「健康診断予約申込依頼書」はホームページからダウンロードしていただけます。

3. 受診する

受診日当日は健康保険証を受付に提示してください。各健康診断コースのすべての検査項目を実施してください。未実施の検査項目がある場合は補助を受けられません。受診後、自己負担額がある場合は窓口で自己負担額をお支払ください。

II：契約健診機関以外で受診する場合

1. 希望の医療機関を探します。

健康診断の補助を受けるためには、当健康保険組合が健康診断コースごとに定める必須検査項目を必ず実施してください（別紙、必須検査項目一覧表参照）。必須項目が実施されていない健康診断は補助の対象とはなりません。受診日当日はすべての検査項目の実施をお願いします。

2. 予約する

希望の医療機関へ直接予約してください。

予約の前に健診機関に確認する事項

①別紙、「必須検査項目一覧表」の項目をすべて受診できるか。

②検査結果表は、①の項目について全て記載されるか。

### 3. 受診する

受診日当日は健康保険証を受付に提示してください。健康診断はすべての検査項目を実施してください。未実施の検査項目がある場合は補助を受けられません。受診後に窓口で、健診費用を全額支払い、領収書（受診者氏名・料金が明記されているもの）を受け取ってください。

### 4. 補助金を申請する

領収書（原本）・質問表を含む健康診断結果表（写）を添付し、事業所経由で当健保組合へ提出してください（任意継続被保険者の方は直接当健保組合へ提出してください）。健診結果をフロッピーディスクで受け取ることができる場合は、質問表を含む健康診断結果表（写）とフロッピーディスクの提出をお願いします。領収書（原本）及び質問表を含む健康診断結果表（写）の提出が無い場合は補助の対象にはなりません。

\* 健診補助額は事業所様に一括振込いたしますのでご了承ください。

## Ⅲ：集合契約の健診機関で受診する場合

### 1. 健診機関を探す

当健保組合ホームページに、集合契約健診機関が掲載されていますのでご覧ください。

### 2. 予約する

希望の医療機関へ直接予約してください。

### 3. 健保組合に「特定健康診査受診券」の発行を申請する。

受診券がないと集合契約健診機関での受診はできません。したがって受診券発行の申請は余裕を持って2～3週間前をお願いします。

\* 「特定健康診査受診券発行申込書」はホームページよりダウンロードしていただけます。

### 4. 受診する

受診日当日は健康保険証と「特定健康診査受診券」を受付に提示してください。費用は、全額健保組合が負担するため、窓口でのお支払いはありません。

### 健保組合が管理する健康診断結果について

健診結果は保健指導、疾病予防事業等に活用させていただきますのでご了承ください。  
個人情報には万全を期し、目的以外の使用はいたしません。

中部アイティ産業健康保険組合のホームページ

<http://www.itkenpo.jp>

### 健診料金について

特定健診項目が加わった事による健診料金については、健診機関の多くは従来どおりに据え置かせていただいております。しかし、一部健診機関においては、およそ1,500円前後の値上げが発生していますことをご了承願います。ホームページ上の価格は順次訂正をしております。